

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

公表：令和 4 年 3 月 1 日

事業所名 児童発達支援事業所 きらり玉島

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	7	1		・活動により、人数を調整する。
	2 職員の配置数は適切である	8	0		
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	6	2	・本人に分かりやすい様、構造化している。 ・個々に応じたトラジションカードを使用している。	・構造化された環境にはなっているが、もともとバリアフリー対応施設としての機能がない。 ・将来的には、事業所移転も考慮している。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	5	3	・2階部分を運動のできるスペースとして設定している。	・建物が古く、虫等が入ってきやすいので、巢の駆除等も行うようにする。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、必要な職員が参画している	7	1		
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	8	0		
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の通信やホームページ等で公開している	8	0	・ホームページや、事業所への掲示を行うことで周知できるようにしている。	
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	8	0		
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	8	0	・職員の要望による研修も実施している。	・外部研修への積極的参加を促す
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	7	1	・支援計画作成にあたって、保護者との懇談などを行い、子どもの現在の状況を共有し、計画に反映するようにしている。	
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	7	1	太田ステージ評価を実施している	・正規、囁託の別なく、評価が出来るようにする。
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	8	0		
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	8	0		
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	6	2	・支援に関して、職員で毎日振り返りを行っている。	必要に応じて、法人内の専門職職員に、プログラムへのアドバイスをもらう。
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	7	1	・活動内容を紙に記載して残し、次回プログラムを組み立てるときの参考にしている。	
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成している	8	0		
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	8	0	・役割分担について確認し合っている。（朝礼時）	
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	8	0	・その場にはいない職員も共有できるよう記録を残し、あとで確認、押印している。（終礼時）	
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	7	1	・検証、改善にまでには、至っていない。	ゲアコロポ導入に伴い、その場で、記録入力が可能になり、課題の達成度について細かく記入するようにしていく。
20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	6	2		・モニタリングの時期がずれる事がないよう、早めに計画を立て、きちんと実施できるようにする。	

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	8	0	・担当制のため、その者が責任をもって会議に参加している。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	8	0		・コロナ禍で実施できなかったこともあるので、次年度に向けて、こちらからも連携の取り方を考え提案する。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				・現在、対象となる児童がいないが、連携の取れた支援を考えることはどのケースにおいても重要である。
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				同上
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	8	0	・日々の支援に関しては、連絡帳を介して共有している。必要に応じ訪問も行っている。	・ケアコラボ導入に伴い、紙媒体(連絡帳)からスマホでのやり取りも出来るよう働きかけていく。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	8	0		
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	8	0	・センターとの連携は有り。研修等への参加や、講師としての参加も行っている。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流等、その児の所属園以外の子どもと活動する機会がある	3	4		・集団に入っていない利用児については、機会があれば、持つことも検討していく。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	6	2		・今年度は、コロナ禍であり、機会がなかったが、今後も機会があれば積極的に参加する。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	8	0	・お迎えの際、連絡帳(ケアコラボ)を通して、1日の状況や、課題の到達度について、共通理解の時間を作っている。	
31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	8	0		・コロナ禍で難しい面もあるが、積極的にZoom等を活用していく。	
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	7	1	法人の理念、事業所の理念等も丁寧に説明し、共有している。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	8	0		
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	8	0		
	35	保護者参加の会を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	2	6	・コロナではあったが、無理のない範囲で、Zoomで実施した。	・場所の検討も含め、安心して実施できるような内容を企画する。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	8	0		
	37	定期的に会報(事業所通信や、法人の会報)等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	8	0	・月1回きり通信の配布や、ホームページを通して、定期的に(3回/M)情報発信している。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	8	0		
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	8	0		
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	0	6		・法人内の他事業所で作っている野菜やお菓子を行事があるときに配ったり、まずは関係性を作っていく。
	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	8	0		

非常時等の対応	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	8	0		
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	8	0		
	44	食物アレルギーのある子どもの対応について、職員が周知している	8	0		
	45	ヒヤリハット、事故発生処理報告書を作成、事業所内で共有し、再発防止に役立っている	6	2	・ヒヤリや、事故に至るまでの“気づき”に配慮できるよう強化月間を設けている。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	8	0	・定期的に、研修の場を持つようにしている。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、該当する場合は、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	7	1		・いつでも受け入れられるよう、身体拘束に対する組織的な決定事項は整備されている。